

議案第62号

令和元年度松山市一般会計補正予算（第1号）

令和元年度松山市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

なお、今年度の松山市一般会計予算全体における元号の表示は、「令和」に統一する。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,065,040千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ184,865,040千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和元年6月7日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		64,000,000 千円	274,000 千円	64,274,000 千円
	1 市民税	28,685,000	274,000	28,959,000
16 国庫支出金		40,727,893	411,625	41,139,518
	2 国庫補助金	4,565,247	410,721	4,975,968
	3 委託金	110,650	904	111,554
17 県支出金		14,919,289	44,804	14,964,093
	2 県補助金	3,558,369	44,804	3,603,173
22 諸収入		4,410,119	21,611	4,431,730
	4 雑入	1,849,679	21,611	1,871,290
23 市債		10,767,700	313,000	11,080,700
	1 市債	10,767,700	313,000	11,080,700
歳入合計		183,800,000	1,065,040	184,865,040

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		14,527,797 千円	2,926 千円	14,530,723 千円
	1 総務管理費	11,508,436	2,926	11,511,362

3 民生費		93,641,210	212,536	93,853,746
	1 社会福祉費	39,586,380	30,682	39,617,062
	2 児童福祉費	31,188,535	181,854	31,370,389
6 農林水産業費		2,256,148	92,762	2,348,910
	3 林業費	111,121	30,762	141,883
	4 水産業費	505,315	62,000	567,315
7 商工費		5,742,086	55,736	5,797,822
	1 商工費	4,486,744	14,246	4,500,990
	2 観光費	1,255,342	41,490	1,296,832
8 土木費		16,443,513	678,457	17,121,970
	4 港湾費	368,931	30,708	399,639
	5 都市計画費	10,082,215	647,749	10,729,964
9 消防費		5,186,971	6,815	5,193,786
	1 消防費	5,186,971	6,815	5,193,786
10 教育費		11,716,838	15,808	11,732,646
	5 社会教育費	2,228,388	12,075	2,240,463
	6 保健体育費	3,995,722	3,733	3,999,455
歳 出 合 計		183,800,000	1,065,040	184,865,040

第2表 債務負担行為補正（松山市一般会計）

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
三津浜学校給食共同調理場給食業務委託	令和元年度～令和6年度	396,000 千円
味生学校給食共同調理場給食業務委託	令和元年度～令和6年度	399,500
久米学校給食共同調理場給食業務委託	令和元年度～令和6年度	527,000
湯山学校給食共同調理場及び 日浦学校給食共同調理場 給食業務委託	令和元年度～令和6年度	507,500

第3表 地方債補正（松山市一般会計）

1 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
漁港整備事業	千円 80,000	1 借入先 財務省, 地方公共 団体金融機構その他 2 借入方法 普通貸借又は証券 発行の方法による。 3 借入時期 令和元年度。ただ し工事又は財政の都 合により起債額の全 部若しくは一部を翌 年度に繰り越し借入 れすることができる。	年10% 以内 (ただし, 利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 等につい て, 利率の 見直しを 行った後 においては, 当該見直し 後の利率。)	1 償還期限 40年以内(内据置 5年以内) 2 償還額及び財源 一般財源及び事業 収入等により元利均等 又は元金均等償還する。 ただし必要に応じ繰上 償還, 償還期限の短縮 又は低利債に借換えす ることができる。 3 財務省, 地方公共団 体金融機構その他より 借り入れる場合において 前各号の償還の方法が 借入先の融通条件に抵 触するときは, その融通 条件によることできる。	千円 110,000	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ
港湾等建設事業	30,000	同上	同上	同上	60,000	同上	同上	同上
都市計画事業	1,290,000	同上	同上	同上	1,560,000	同上	同上	同上

